



土屋 由希子議員に対する懲罰動議

次の理由により、土屋 由希子議員に懲罰を科されたいので、会議規則第 106 条の規定により動議を提出します。

令和 2 年 9 月 18 日提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

提出者 湯河原町議會議員

同

同

同

同

原田 洋
松井 一
黒川 真人
鎌木 秀雄
堂伏 重

〔理由〕

当該議員は、9 月 7 日開催の令和 2 年第 6 回湯河原町議会（9 月）定例会における一般質問の際、一般傍聴者や報道機関のいる公開の場である本会議場において、湯河原町議会会議規則第 92 条第 2 項の規定に反し、秘密会の議事を口外した。その後、本人は発言取消しを申し出たにもかかわらず、後日、自身の SNS 上で秘密会の議事を他に漏らしたため、ここに懲罰動議を提出するものであります。